

佐賀県告示第 173 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 2 年 7 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所の所在地	事業所所在地		変更年月日
訪問看護ステーション こより	医療法人至誠会 理事長 山口 龍太郎	佐賀市本庄町 大字本庄 269 番 地 1	旧	佐賀市本庄町大字 本庄 269 番地 1	平成 30 年 3 月 26 日
			新	佐賀市本庄町大字 本庄 264 番地 1	
社会福祉法人清水福祉会小城市北部地域包括支援センター	社会福祉法人清水福祉会 理事長 平松 克輝	小城市小城町 773 番地	旧	小城市三日月町長 神田 2312 番地 6	平成 30 年 4 月 1 日
			新	小城市小城町 723 番地 24	